

## ポスト検査マニュアルと早期警戒制度

多胡秀人  
2019/3/15

いよいよ金融検査マニュアルに終止符が打たれるデッドラインが近づいてきました。

この2年半あまりの動きを整理してみましょう。

### (1)健全性基本政策とビジネスモデル

まず、ポスト検査マニュアルを展望した最初の議論は、金融庁主催の“金融モニタリング有識者会議”(ワタシもメンバーとして参加しました)において行われました。(2016年8月～2017年2月)

その有識者会議の報告書が、

「検査・監督改革の方向と課題」(2017年3月)

<https://www.fsa.go.jp/news/28/singi/20170317-1/01.pdf>

です。

それを受けて、金融庁がポスト検査マニュアル時代における、“検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方”を整理したものが、

「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(2018年6月)

になります。

[https://www.fsa.go.jp/news/30/wp/supervisory\\_approaches\\_revised.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/30/wp/supervisory_approaches_revised.pdf)

この基本方針を土台として、個々のテーマ・分野ごとのより具体的な考え方と進め方を、ディスカッション・ペーパーの形で示すこととなりましたが、

その中の一つ“健全性についての基本的考え方”に関するディスカッションペーパーは、2018年6月に

「健全性政策基本方針」

として発表され、パブリックコメントを踏まえた最終案を待っている状況です。

健全性政策基本方針は、金融システムの安定を目標とする検査監督のいわば根幹となるものであり、それを分かりやすく示した一枚の図は、地域金融機関の役職員として手元に置いておきたいところです。

[https://www.fsa.go.jp/news/30/dp/prudence\\_abstract.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/30/dp/prudence_abstract.pdf)

この図の通り、健全性は将来を展望したものであり、そのためのビジネスモデルの構築がポイントとなります。

## (2)ヒューマンアセット

顧客本位の持続可能な、顧客と共通価値の創造ができるビジネスモデルでなければ、将来の健全性は覚束なくなるでしょう。

この図でワタシが目しているのは「資産の質」のところでは。

「借り手の実態を把握し、将来損失を的確に見積もっているか」と記載されていますが、このことを確実に実行できるかどうかは、ヒト次第です。

無形資産であるヒューマンアセットの質が非常に重要となり、ポスト検査マニュアル時代の検査監督においては、貸付債権や運用有価証券だけではなく、ヒューマンアセットを対象とすることは不可欠です。

2月26日に金融庁で開催された第17回「金融仲介の改善に向けた検討会議」において、ワタシはこのことを問題提起しました。

早期退職の嵐と新卒閑古鳥に、ダンマリを決め込んでいる地域金融機関の経営者は、今後、検査監督で厳しい指摘を受けることになります。

### (3)早期警戒制度

“健全性基本政策”が、今後の金融行政の中核となることは間違いないのですが、これに基づいて「早期警戒制度」も大きく変わります。

金融庁が金融機関の経営状況を監視し、収益性・信用リスク・有価証券運用リスク・流動性リスクなどの面で悪化が見られると、早い段階で是正措置を求めるために、2002年に導入したのが「早期警戒制度」です。

この早期警戒制度も、フォワード・ルッキングの視点から、“健全性基本政策”の思想と平仄を合わせて見直されることが予想されます。

現行の早期警戒制度の“収益性改善措置”では、現時点の自己資本比率、コア業務ROA、OHRなどがチェックポイントですが、これらは過去から現在までのファクトであり、将来の健全性を計測するためのものではありません。

繰り返しますが、ポイントとなるのは将来の健全性を導くことのできる“ビジネスモデル”です。

顧客本位、顧客との共通価値の創造を追求するものでなければなりません。これによって、初めて将来の健全性への道が拓けてきます。

このようなビジネスモデルを構築できず、結果として最低所要自己資本を下回ることが見込まれるなど、将来の健全性が危うい金融機関は、「24条の報告徴求、25条の検査、26条の業務改善命令」が発動されることを覚悟しなければならないでしょう。

※※※ 無断転載はお断りします ※※※